

東大和市国民健康保険第3期特定健康診査等実施計画（素案）

（平成30年度～35年度）

東大和市では、平成25年に平成29年度までの5年間を計画期間として東大和市国民健康保険第2期特定健康診査等実施計画を策定しました。

その計画期間が平成29年度末で終了することから、平成30年度から平成35年度までの6年間の特定健康診査及び特定保健指導にかかる施策の方向性を定めるために、東大和市国民健康保険第3期特定健康診査等実施計画を策定します。

このたび、本計画の素案を取りまとめましたので、お知らせするとともに、市民及び事業者等の皆様から広く意見をいただくため、次の方法でパブリックコメントを実施します。

1 目的

この計画は、東大和市国民健康保険被保険者の生活習慣病を中心とした疾病予防を目的に、特定健康診査及び特定保健指導を計画的に実施していくために策定するものです。

2 素案の内容

東大和市国民健康保険第3期特定健康診査等実施計画（素案）

3 素案に対する基本的な考え方

本計画は、高齢者の医療の確保に関する法律第18条及び19条に基づき定めるものであり、市政の基本的方向と取り組み内容をまとめた東大和市総合計画 第二次基本構想（改訂） 第四次基本計画を、被保険者に対し、特定健康診査及び特定保健指導を効果的かつ着実に実施していく観点から具体的に展開していくものです。

4 素案の概要

第1章 計画策定について

1. 計画策定の趣旨
2. 特定健康診査等実施計画の位置づけ
3. 計画期間
4. 実施体制・関係者連携

第2章 東大和市の特性把握と分析結果

1. 東大和市の特性把握
2. 医療情報分析結果

第3章 特定健康診査の実施状況

1. 特定健康診査の受診率
2. 特定健康診査実施に係る主な取り組み
3. 特定健康診査の分析結果
4. 特定健康診査実施状況に基づく課題と対策

第4章 特定保健指導の実施状況

1. 特定保健指導の実施率
2. 特定保健指導実施に係る主な取り組み
3. 特定保健指導の効果分析
4. 特定保健指導対象者の分析
5. 特定保健指導実施状況に基づく課題と対策

第5章 特定健康診査等実施計画について

1. 目標
2. 対象者数推計
3. 実施方法
4. 実施スケジュール

5 意見を提出できる方

- (1) 市内在住の個人
- (2) 市内に事業所等を有する個人
- (3) 市内に事業所等を有する法人等
- (4) 市内在勤の個人
- (5) 市内在学の個人
- (6) 本計画に利害関係があると認められる個人
- (7) 本計画に利害関係があると認められる法人等

6 意見の提出期間

平成30年2月13日(火)から平成30年3月14日(水)まで(必着)

※期間終了後に提出された意見については、パブリックコメントへの意見としてお受けできませんのであらかじめご了承ください。

7 資料の閲覧方法

- (1) 東大和市公式ホームページ（市政案内 ⇒ 市政 ⇒ パブリックコメント）
- (2) 文書閲覧 市民部 保険年金課（東大和市役所 1階 2番窓口）

8 意見の提出先、方法及び提出様式等

(1) 提出先

市民部 保険年金課（東大和市役所 1階 2番窓口）

(2) 提出方法

次のいずれかの方法により、提出してください。

- ・ 書面の持参 市民部 保険年金課（東大和市役所 1階 2番窓口）
- ・ 郵送 〒207-8585 東大和市中心 3-930
東大和市 市民部 保険年金課宛て
- ・ FAX 042-563-5927
- ・ 電子メール hokennenkin@city.higashiyamato.lg.jp

(3) 提出様式等

様式は自由です。別紙に意見書の参考様式を用意しておりますので、適宜ご利用ください。

なお、提出の際には次に掲げる事項を明記してください。

- ア 市内在住の個人 住所及び氏名
- イ 市内に事業所等を有する個人 事業所等の名称、所在地及び氏名
- ウ 市内に事業所等を有する法人等 事業所等の名称、所在地、団体名及び代表者氏名
- エ 市内在勤の個人 勤務する事業所等の名称、所在地及び氏名
- オ 市内在学の個人 在学する学校の名称、所在地及び氏名
- カ 本計画に利害関係があると認められる個人
利害関係を有することが明らかにできる事項、住所及び氏名
- キ 本計画に利害関係があると認められる法人等
利害関係を有することが明らかにできる事項、所在地、団体名及び代表者氏名

9 提出された意見等を公表する時期

寄せられた意見の概要や意見に対する市の考え方等は、平成30年3月末までに東大和市公式ホームページで公表する予定です。

なお、公表にあたっては、住所、氏名等の個人情報を除きます。

10 注意事項

- ・電話及び窓口での口頭による意見はお受けできません。
- ・ご意見をいただいた方への個別の回答は行いませんので、あらかじめご承知おきください。